

令和元年度 第4回理事会議事録

- 1 日 時 令和元年9月10日（火）午後3時～5時
- 2 場 所 協会事務室
- 3 出席者 理事15名、監事2名
- 4 進 行 議長（会長）
- 5 協議事項
 - (1) 代表者・院長会議について
資料により、会長より講演会及び代表者・院長会議の内容の説明があり、このとおり実施することとなった。
 - (2) 各種表彰候補者の推薦について
令和2年度社会貢献者表彰について協議したが、該当者なしとなった。
 - (3) その他
・「カジノ誘致中止要請書」
山口副会長より説明があり、前回理事会で承認となり、横浜市医師会会長に対して「横浜市にIRは誘致しない」要望書を出したが、賛否つかずとなった。診療所協会会長より「カジノ誘致中止要請書」として署名活動に名前を連ねる要請がきており、協議した結果、精神関係の他団体も名前を連ねる前提で協力することとなった。
- 6 報告事項
 - (1) 日精協報告について
大野副会長からそれぞれ報告があった。
（令和元年8月1日に開催された支部長会議）
 - ①各支部からの問題提起について
身体「拘束」と身体「固定」（別紙：富山県提出）
 - ②執行部からのお知らせについて
・病院経営管理委員会からのお知らせ
民法の一部を改正する法律の施行に関する周知について（個人が保証人となる保証契約では極度額を定めなければ効力を生じないこととなる）
日精協版セルフレビューチェックシート2019年度（3年に一度）
 - ・一般社団法人日本准看護師連絡協議会について（会員の募集）
 - ・看護・コメディカル委員会からのお知らせ
（2019年9月5日に開催された2019年度第6回理事会）
 - ①「精神病床における隔離・身体的拘束に関する実体調査」について
 - ②読売新聞大阪本社版「身体拘束 突然死の危険」の記事について日精協として抗議文を提出する。
 - ③日本准看護師推進センターについて
 - ④精神疾患患者に関わる入院医療等における実体調査ヒアリング調査への協力依頼（厚生労働省保健局医療課）
 - ⑤令和2年度行事予定について
 - ⑥専門対応チーム等設置申請について
 - ⑦次期代議員（及び予備代議員）・地区代表・支部長の選出について
 - ⑧「精神医療機関における外国人患者受け入れの現状と課題把握に関する調査」について
（2019年9月5日に開催された日精協関東地区協議会）
 - ①日精協関連について
 - ②2月全体講演会：内容と日程の確認＜2月3日（月）＞
 - ③令和2年度協議会日程決定（5月、9月、2月）
 - ④各支部活動報告
 - (2) 会員病院の届出事項変更届について
1病院から1件の変更届が報告された。

(3) 精神科救急ブロック会議の開催結果について

畑理事より、1・2ブロックは7/31に開催し、著しい自傷他害の恐れが緊急措置入院という前提で4県市のトライアルの実施案について承認したことが報告された。

石井理事より、3ブロックは7/29に開催し、指定医派遣した場合の医師の勤務時間が最大の課題であり回答が保留中であることが報告された。

長谷川剛理事より、4ブロックは7/18開催し、輪番調整は調整する病院の負担が多くなること、こうした会議を何度か開催したい意見があったことが報告された。

会長より、トライアルは始まっているので、途中経過を報告してもらうことや、全体会議の開催などを行政と相談していく必要があることが報告された。

(4) 年末年始の休日輪番病院の確保について

行政から、年末年始は1日4床9日間に加えて後方移送病床2床2日間の依頼があり、後方移送日は、協力病院の多い日を充てることについては、行政が先に後方移送日を決めるべきとされた。(後日の調整により、協力依頼の結果を見て後方移送病院及び後方移送日の案を決めることとなった)

(5) 各部長会について

会長より、協会本会計から各部会への補助を今年度は見合わせており、事務長会、薬剤部長会はそれでも残高が見込まれるが、看護部長会は若干赤字となるので、実態を見ながら調整したい。来年度は残高を見ながら出すか出さないか考えたい旨の報告があった。

資料により、それぞれの担当理事から、事務長会は第2回研修会以降が検討中であること、看護部長会は第2回～第4回研修会の予定について、薬剤部長会は第2回、第3回研修会の予定について報告があった。

(6) 各種研修事業について

事務局より、精神科看護技術研修、精神科看護職員研修、栄養課職員研修会の実施予定について報告を行った。

(7) 令和元年度第3回理事会議事録について

議長から、修正があれば事務局に連絡するよう話があった。

(8) その他

・弁護士、患者家族からのクレーム等事案の調査結果について

事務局より調査結果の報告を行った。山口副会長より、情報を共有した方が良いと思うので、患者氏名、弁護士氏名など、さらに病院に調査するなど、協会としての対応を今後どうしていくか検討が必要である旨の話があった。

・年金診断書におけるカルテ開示について

山口副会長より、「障害年金申請の際のカルテ開示請求」について、日精協に確認したところ、開示して問題がないとの回答であったことが報告された。